



2019年11月15日

各 位

会社名 株式会社 ナイガイ
代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治
(コード番号：8013 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部門担当 市原 聡
(Tel 03-6230-1654)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「2020年1月期第2四半期報告書及び四半期決算短信の提出並びに過年度の有価証券報告書等、決算短信等の訂正のお知らせ」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行い、その内容を開示いたしております。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、本日、内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第120期(自 2016年2月1日 至 2017年1月31日)

第121期(自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)

第122期(自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付しております。

なお、訂正内容は、各期とも同一のため、第121期、第122期の記載を省略しております。

第120期 内部統制報告書(自 2016年2月1日 至 2017年1月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、当社グループ内部通報制度への通報を受け、2019年8月中旬に当社連結子会社であるセンチーレワン株式会社（以下、センチーレワンという）において過年度にわたる不適切な商品在庫の計上が行われていた可能性が判明し、独立性・専門性の高い第三者である弁護士・公認会計士を加えた特別調査委員会を設置し、深度のある多角的な調査を行いました。

調査の結果、センチーレワンにおいて、商品在庫の水増しによる利益の過大計上が判明し、その過程のデジタル・フォレンジック調査により、当社の海外連結子会社である NAIGAI APPAREL (H.K.) LTD.、上海奈依尔有限公司、及び台北内外發展股份有限公司において、実取引に基づかない架空売上等の計上や商品評価損の未計上が新たに判明しました。

これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を修正するとともに、第120期から第122期までの有価証券報告書及び第120期第3四半期から第123期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、子会社における不正等を防止または発見する役割を担う当社管理部門及び内部監査部門がその役割を十分に果たせず、子会社の現場責任者等に対する牽制が効かなかったこと、センチーレワン前社長の在任期間が長期にわたったこと、センチーレワンの部門間の相互牽制が機能しなかったこと等の不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社グループの全社的な内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記の開示すべき重要な不備については当連結会計年度の末日後に認識したため、当連結会計年度の末日においては是正が完了しておりません。

また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定の上、内部統制の改善を図ってまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以上